

# 未利用農産物等と「みんなの食堂」の食材マッチング体制及びルールの概要

青森県農林水産部  
食の安全・安心推進課

## 「みんなの食堂」とは

☆ 「子ども食堂」、「○○地域食堂」など、誰かと食事を共にする「共食」の場として、地域のボランティア団体等が定期的に安価で栄養バランスに配慮した食事を提供している食堂のことを、県では「みんなの食堂」としています。

☆ 「みんなの食堂」は1人暮らしや生活様式の変化による「孤食（1人で食べること）」の増加や「子どもの貧困」といった課題の解決に大きな役割を果たしています。



## 体制とルールづくりの目的

- ① 「共食」の機会が多いと、バランスのとれた食事をとる頻度が高い傾向にあることから、県では「共食」の場を支援しています。
- ② 地域の共食の場である「みんなの食堂」は、主にボランティア団体が運営しており、運営資金の確保に苦労しているのが現状です。
- ③ そこで、食品ロスの低減や地産地消にもつながる取組として、農林水産業で発生する未利用農産物（規格外品、余剰品）等を「みんなの食堂」へ提供する体制とルールづくりを行います。

## 体制

「あおもり『みんなの食堂』と農林水産業のネットワーク」を立ち上げ、「みんなの食堂」と農林水産業関係団体等の連携体制を構築。

食材や「みんなの食堂」に関する情報の収集及び提供（ホームページ開設等）を実施（事務局：青森県農林水産部食の安全・安心推進課）

〈会 員〉県及び登録会員（次に掲げる者のうち、会員登録を行った者）

- ・ 農林水産物の生産、販売等を行う団体・法人及び個人
- ・ 「みんなの食堂」、フードバンク運営団体
- ・ 市町村、県、市町村社会福祉協議会

（※詳細は、「あおもり『みんなの食堂』と農林水産業のネットワーク」設置要領のとおり）

「あおもり『みんなの食堂』と農林水産業のネットワーク」ホームページ  
（令和3年3月下旬公開予定）

次の情報を掲載

- 会員の活動紹介  
（「みんなの食堂」の活動、その他メンバーの活動）
- 「みんなの食堂」支援策
- 食材情報、食材マッチング実績



## 食材マッチングのルール

「あおもり『みんなの食堂』と農林水産業のネットワーク」では、次のルールで、**生産者・生産販売団体等から提供可能な食材の情報を収集し、「みんなの食堂」等へ情報提供を行って、両者のマッチングをします。**

（情報収集及び提供窓口は、青森県社会福祉協議会（以下、県社協）に委託予定）

1. **食材を提供できる方**  
農林水産物の生産、販売等を行う団体・法人及び個人（以下、「生産者等」）
2. **食材を利用できる方**  
「あおもり『みんなの食堂』と農林水産業のネットワーク」に会員登録した、「みんなの食堂」及びフードバンク運営団体（以下、「みんなの食堂等」）
3. **食材提供の流れ**
  - ① **食材の情報提供**（生産者等⇒県（県社協））  
食材を提供したい生産者等は、県（県社協）にメール又はFAXで食材の情報を提供。無償提供のほか、特別価格での販売情報も対象。
  - ② **ホームページへの食材情報掲載**（県（県社協））  
①の食材情報をホームページに掲載。  
※品名以外の詳細情報（提供者名、連絡先等、生産者等からの了解を得た項目）は、2の登録会員のみが閲覧可能。

③ **食材の提供**（みんなの食堂等⇒生産者等）  
提供を受けたい食材がある場合、ホームページに掲載されている連絡先にみんなの食堂等から連絡。

生産者等とみんなの食堂等が受け渡し方法を具体的に調整し、互いに合意した場合は食材を提供。

※みんなの食堂等と生産者等の直接交渉が原則だが、要望により県・県社協が仲介・調整する場合もあり（初回の交渉等）

④ **実績報告**（みんなの食堂等⇒生産者等）  
食材提供を受けたみんなの食堂等は、実績報告書を作成し、県（県社協）、食材を提供した生産者等に提出。  
食材提供の実績は、ホームページで公開。

（※詳細は、「あおもり『みんなの食堂』と農林水産業のネットワーク」食材マッチング実施要領のとおり）

